

大分県食育推進会議公募委員募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県食育推進会議の公募委員の募集について必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募の資格は、次のとおりとする。ただし、国、地方公共団体の議員又は常勤職員になっている者は除く。

- (1) 県内に居住する満18歳以上の方(令和7年4月1日現在)
- (2) 本県の食育推進に関心を有し、建設的な提言をいただける方
- (3) 任期中の平日昼間に大分市内で開催する委員会への出席が可能な方(年2回程度)
- (4) 地域活動や行政との協働に積極的に参加している方

(募集人数)

第3条 公募による委員(以下「公募委員」という。)は、1名程度とする。

(公募委員の任期)

第4条 公募委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(応募方法)

第5条 公募委員に応募しようとする者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 大分県食育推進会議公募委員応募申込書
- (2) 指定テーマに関する小論文(様式は任意 800字程度)

2 前項の提出書類については、返却しないものとする。

(募集期間)

第6条 募集期間は、概ね2週間程度とする。

(公募委員の選考)

第7条 公募委員の選考は、別に定める公募委員選考要領に基づき行う。

(選考結果の通知)

第8条 選考結果は応募本人に対し通知するものとする。

附則

この要領は、令和7年度に行う「大分県食育推進会議」の公募委員の募集から適用する。